

## ものづくり産業投資応援地域認定要領

信州ものづくり産業投資応援条例（平成 17 年長野県条例第 25 号。以下「条例」という。）第 1 条第 2 項第 5 号の規定によるものづくり産業投資応援地域（以下「応援地域」という。）の認定については以下のとおり行うものとする。

### 1 応援地域として認定する区域

主として、市町村の土地利用計画（国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、市町村長が策定した国土利用計画等）上、工業目的の位置づけがされていながら、条例第 1 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに該当しない区域内、若しくは既存企業の廃業により転売中の工場跡地において、事業の用に供する家屋及びその敷地である土地（以下「家屋等」という。）を取得する計画を有する企業等から、市町村長に対し、条例に基づく措置を受けたい旨の申出があった場合で、事業計画の内容が市町村の産業振興上適当と認められる区域。

### 2 応援地域の認定の申出

市町村長は、前条の区域について、応援地域の認定を受けようとする場合は、ものづくり産業投資応援地域認定申出書（別紙様式）により、地域振興局長を経由し、知事へ応援地域の認定を申出するものとする。

なお、申出を行う区域については、各種規制法等の規制に適合していることが必要であり、規制に適合しない場合には、関係機関等との調整を完了（規制の解除の見込みがある場合を含む。）した後に申出するものとする。

### 3 応援地域の認定

知事は、市町村長から応援地域の認定の申出を受けた場合は、必要に応じ庁内の関係部局から意見を聴取し、当該申出が関係法令から支障なく、かつ、投資を応援する必要があると認められる場合に、応援地域として認定し、告示するものとする。

### 4 条例に基づく措置の適用

前条の規定により告示された応援地域内において、条例第 2 条に規定する不動産取得税の課税免除及び条例第 4 条に規定する補助（以下「課税免除等」という。）の対象となる家屋等は、原則として、告示された日以降に取得するものとする。

ただし、既存の敷地と同一敷地内の土地において、新たに取得する家屋その他の生産設備に係る課税免除等の適用を受ける場合は、原則として、告示された日以降に当該生産設備に係る工事等に着手するものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

(様式)

ものづくり産業投資応援地域認定申出書

年 月 日

長野県知事

殿

市町村長

㊦

信州ものづくり産業投資応援条例第1条第2項第5号の規定により、次の区域をものづくり産業投資応援地域として認めてください。

1 区域の名称等

(1) 名称

(2) 大字、字、地番、地目、地積

大字	字	地番	地目	地積 (㎡)	備考

2 産業振興上適当と認められる理由

3 立地を支援しようとする企業及び業種

4 市町村の土地利用計画等における位置付け

5 土地利用の規制及び関係機関等との調整内容

6 土地の利用形態（現所有者、所有権の取得・賃借等）

(注) 地域の範囲がわかる図面等の書類を添付してください。  
支援しようとする企業の事業計画等を添付してください。